

災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】」について基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

(令和4年度募集要領から一部変更しています。「電気通信設備関係」を追加していますので、ご確認下さい。)

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】
- (2) 活動場所 三次河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系（別図－1）、一般国道54号（別図－2）、中国横断自動車道尾道松江線（別図－3）、灰塚ダム（別図－4）並びに国営備北丘陵公園（別図－5）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。ただし、不測の事態が生じた場合は活動場所以外での活動を要請する場合もある。
- (3) 活動内容 三次河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものである。また、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下、「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下、「車両移動等の措置」という。）も実施する。
- (4) 協定期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日(2ヶ年とする)
- (5) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5年4月1日において、中国地方整備局における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」の認定を受けていなければならない。
なお、申請をインターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」

「一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」を出力した写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合は、提出した申請書（様式①-1、①-2）の写しを本基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

一般競争（指名競争）参加資格の申請が未了の場合は、申請後、上記写しを速やかにFAX等で送付すること。提出先は4.に同じ。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去15年間（平成20年4月1日以降）の国又は地方公共団体が発注する工事の施工実績（履行中も含む）があること。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②【土木関係】

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

③【電気通信設備関係】

a) 電気設備

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門、建設部門に係わるものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有するもの(実務経験は「電気工事」))

b) 通信設備

1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・技術士法による技術士(電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係わるものに限る。))の資格を有する者。
- ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに示す資格を有するもの(実務経験は「電気通信工事」))

(7) 基本協定参加資格確認申請書(基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 土木関係においては、広島県内(※1)又は島根県内(※2)における建設業法の許可を有する本店又は支店又は営業所(資機材又は労力等を有すること)が存在すること。

ただし、区域については以下のとおりとする。

- 1) 三次出張所管内(河川関係)(※1とする)
- 2) 吉田出張所管内(河川関係)(※1とする)
- 3) 一般国道54号 三次市区間(※1とする)
- 4) 一般国道54号 安芸高田市区間(※1とする)
- 5) 尾道松江線南部(尾道料金所～三良坂IC)(※1とする)
- 6) 尾道松江線中部(三良坂IC～広島・島根県境)(※1とする)
- 7) 尾道松江線北部(広島・島根県境～三刀屋木次IC)(※2とする)
- 8) 灰塚ダム管理支所管内(※1とする)
- 9) 国営備北丘陵公園内(※1とする)

電気通信設備関係においては、中国地方整備局管内に建設業の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

(9) 令和5年4月1日時点において三次河川国道事務所が発注した維持工事又は保守工事(電気通信設備関係の場合は保守業務等)を請け負った場合には、請け負った維持工事・保守工事区域については協定締結の対象から除外する。ただし、他工区の維持工事又は保守工事区域については、協定の締結は出来る。

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている方と行う。なお、協定は2区域(2箇所)まで締結することができる。(電気通信設備関係につい

ては、重複の制限はありません。)ただし、1区域(1箇所)の災害応急対策活動は最低1班5名体制を想定している。(電気通信設備関係については、活動の班編成の想定はありません。)

- (2) 担当区域希望調査票【別紙-1】を基に各区域の協力業者数の平準化が図れるように担当区域を決定する。

4. 担当部局

〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2-1

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

調査設計課 専門職 八幡 澄夫

TEL 0824-63-4201 (調査設計課・工務課) 内線450

FAX 0824-63-0210 (調査設計課・工務課)

Eメール yawata-s87fd@mlit.go.jp

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、次の資料を作成し提出すること。

- ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

- ②過去の施工実績【別記様式2】

※確認できる書類(CORINS又は契約書等の写し)を提出すること。

- ③技術者の資格

土木関係【別記様式3】

電気通信設備関係【別記様式4】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

- ④本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置図【別紙-2のダウンロード用エクセルデータに記入用図面を添付。または任意の図面。】

※建設業法の許可を有する本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置が認識ができる図面を提出すること。(位置の確認が出来るよう、図面には位置の住所も記載下さい。)

- ⑤担当区域希望調査票【別紙-1】

※基本協定は最大2区域(2箇所)まで締結できるので、希望する優先順位を最大5箇所まで記載すること。

- ⑥災害時確保可能資機材確認表【別紙-2】

※災害時に確保可能な資機材について確認するため提出すること。

なお、様式については三次河川国道事務所ホームページよりダウンロードのうえ作成すること。

- ⑦緊急時連絡先体制表【別紙-3】

※出動要請時に連絡出来るよう、優先順位を付け記載下さい。

なお様式は、別紙-2のダウンロード用エクセルデータに添付。

④⑥⑦の作成データについては、担当部局担当者にメールで送信下さい。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。

②受付期間：令和 5年 2月 3日（金）から令和 5年 3月 3日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和 5年 2月 3日（金）から令和 5年 2月 17日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行う。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和 5年 2月 24日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和 5年 3月 29日（水）までに通知する。

⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することとなるが、締結時には第4条第1項について併せて報告すること。

基本協定参加資格確認申請書

令和 5年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

三次河川国道事務所長 西尾 正博 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和 5年 2月 4日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)本店又は支店、営業所及び資機材置き場の位置図
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤別紙-1の1,1の2『担当区域希望調査票』
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥別紙-2『災害時確保可能資機材確認表』
- 6 基本協定締結説明書5.(1)⑦別紙-3『緊急時連絡先体制表』

※電気通信設備関係については、上記の1, 2, 4, 6のみ

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (又は直通電話番号)

F A X : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 Eメール: 〇〇〇〇@〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者				
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士				
	その他				

- ・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格のことです。
- ・基本協定説明書の2.(6)以外の技術者を保有している場合は、上記「その他」の欄に資格名と人数を記入して下さい。

コメント欄

(特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式4)

技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇	〇〇 〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日				
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業				
法令等による資格・免許	1級電気工事施工管理技士・ 1級電気通信施工管理技士 (取得年及び登録番号)				
貴社に在籍 される技術	1級電気工事施工管理技士・1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者				
	その他				

- ・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)③に示す資格のことです。
- ・基本協定説明書の2.(6)以外の技術者を保有している場合は、上記「その他」の欄に資格名と人数を記入して下さい。

コメント欄

(特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)